

千葉県以外の医療機関で健診を受ける方へ

母子健康手帳別冊の「妊婦・乳児一般健康診査受診票」を県外の医療機関で利用する場合は、医療機関と船橋市との間に契約が必要です。

<県外医療機関で受診票の利用を希望する場合>

- ① 受診前に、契約の有無を地域保健課にご確認ください。
契約をしている場合は、医療機関窓口で受診票を利用できます。
- ② 未契約の場合は、健診の受診前に、医療機関の担当の方に契約をお願いして下さい。
必要時、下記文書を医療機関の担当の方にお渡し下さい。
(健診費用の支払いに関係しますので、必ず受診前に連絡して下さい)
- ③ 医療機関によっては、契約をしないことがあります。
その場合は、妊婦・乳児健康診査費用助成制度(償還払い)を申請すると、健診費用の助成を受けることができます。(全額助成ではなく、公費負担の範囲内の助成となります)
必要書類がありますので、必ず地域保健課にご連絡下さい。

<郵便物の送付先および電話番号について>

船橋市保健所 地域保健課 (保健福祉センター2階)

〒273-8506 千葉県船橋市北本町1-16-55

TEL 047-409-3274

千葉県外医療機関ご担当者様

妊婦・乳児一般健康診査について(依頼)

船橋市民が受診票を利用して健康診査を受診できますようご配慮をお願い致します。

1. 契約して頂ける場合

妊婦さんから本市に連絡を頂けましたら、契約書類をお送り致します。

取り急ぎの契約の場合は、ご担当者様から下記までご連絡頂けますと幸いです。

<連絡先> 船橋市保健所 地域保健課

妊婦・乳児健診担当 電話：047-409-3274

2. 健診費用の請求について

契約は、市との個別契約になりますが、健診費用の請求・支払いは、公益財団法人 ちば県民保健予防財団に委託しております。

請求関係の書類は、後日、財団から貴医療機関に送付致します。